

平成19年3月23日制定

令和8年3月19日改正

給食業務受託に係わる業務代行保証に関する実施細則

(業務代行保証委員会等の設置及び委員の構成)

第1条 会長は「給食業務代行保証に関する規程」(以下「規程」という。)第6条に基づき「本部業務代行保証委員会」を、第16条に基づき「支部業務代行委員会」を設置する。

2 本部業務代行保証委員会においては、次の事項を審議する。

- (1) 規程第6条に定める業務代行保証の加入に関すること。
- (2) 規程第20条に定める業務代行保証加入の取り消し及び登録施設の取り消しに関すること。
- (3) その他本事業の実施について必要な事項に関すること。

3 支部業務代行委員会においては、次の事項を審議する。

- (1) 規程第6条に定める業務代行保証加入申し込みの現地調査に関すること。
- (2) 規程第16条に定める業務代行者の指示に関すること。
- (3) 規程第18条に定める業務代行の終了に関すること。
- (4) 規程第21条に定める「支部業務代行の運営基準」の作成等、本事業の実施について必要な事項に関すること。

4 委員の構成は

- (1) 本部業務代行保証委員会は、会長を委員長とし、委員は各支部長及び学校給食委員会のメンバーとする。
- (2) 支部業務代行委員会は、支部長を委員長とし、委員は支部学校給食委員会のメンバーとする。
- (3) 会長は、各委員について委嘱発令を行う。

(業務代行の手続き)

第2条 規程第15条に基づく会長への報告等、緊急連絡体制については、会長が別に定めた「業務代行保証に係わる緊急連絡体制」により執行する。

(業務代行者の指示)

第3条 規程第16条に基づき、業務代行者を指示する場合は、原則としてマル適マーク取得者を指示するものとする。

(受託者が負う責務)

第4条 受託者は、規程第9条の「契約書への記載」に伴う責務、規程第17条に基づく「業務代行の実施に要した費用」の支払い義務及び規程第19条の「契約内容の業務範囲を超えた諸経費」に定められたことについて、受託者が負う責務を果たすこと。

(加入金及び手数料の額)

第5条 規程第12条の加入金は、会員にあつては当面徴収しない。

2. 加入に際し、マル適マーク未取得者については、調査のための手数料として「業務代行保証加入申込書」提出後、請求書払いにより100,000円(消費税込み)を納入するものとする。
3. 更新の申し込みをする場合は、更新手数料として「業務代行保証加入申込書・更新」提出後、請求書払いにより11,000円(消費税込み)を納入するものとする。
4. 施設登録の手数料は、1施設につき1年を単位として、3,300円(消費税込み)を「業務代行保証願」提出時に納入する。